

改正

昭和41年5月6日規則第37号	昭和43年10月11日規則第54号
昭和44年7月1日規則第33号	昭和49年3月29日規則第19号
昭和51年3月8日規則第7号	昭和52年1月12日規則第5号
昭和52年3月31日規則第20号	昭和52年5月2日規則第34号
昭和53年2月13日規則第2号	昭和53年4月1日規則第15号
昭和54年2月28日規則第4号	昭和55年3月10日規則第4号
昭和55年10月15日規則第48号	昭和56年3月30日規則第13号
昭和56年9月21日規則第50号	昭和57年1月16日規則第3号
昭和57年3月5日規則第7号	昭和58年2月25日規則第10号
昭和59年2月28日規則第11号	昭和59年5月1日規則第50号
昭和59年8月31日規則第62号	昭和60年2月26日規則第3号
昭和60年8月13日規則第37号	昭和61年2月18日規則第4号
昭和61年7月24日規則第53号	昭和61年8月22日規則第57号
昭和62年7月31日規則第45号	昭和63年3月29日規則第25号
平成元年2月28日規則第6号	平成元年6月6日規則第56号
平成2年3月23日規則第10号	平成2年7月13日規則第48号
平成2年8月21日規則第56号	平成3年6月11日規則第41号
平成3年10月4日規則第62号	平成4年3月13日規則第9号
平成4年6月12日規則第43号	平成4年10月13日規則第59号
平成5年3月5日規則第6号	平成5年3月23日規則第8号
平成5年4月16日規則第33号	平成5年5月14日規則第36号
平成5年6月11日規則第40号	平成5年6月29日規則第48号
平成5年10月26日規則第61号	平成5年11月12日規則第64号
平成6年3月4日規則第6号	平成6年3月29日規則第17号
平成6年5月31日規則第44号	平成6年7月29日規則第55号
平成6年8月30日規則第58号	平成6年9月30日規則第64号
平成6年11月1日規則第80号	平成6年12月27日規則第90号
平成7年3月3日規則第7号	平成7年5月23日規則第49号
平成7年8月1日規則第62号	平成7年9月1日規則第67号
平成7年10月31日規則第80号	平成7年11月17日規則第84号
平成7年12月12日規則第87号	平成7年12月26日規則第92号
平成8年2月16日規則第5号	平成8年7月5日規則第41号
平成8年9月20日規則第56号	平成9年1月17日規則第1号
平成9年3月31日規則第38号	平成9年11月7日規則第70号
平成10年2月27日規則第5号	平成10年10月23日規則第84号
平成11年1月29日規則第4号	平成11年2月26日規則第7号
平成11年8月31日規則第69号	平成11年10月1日規則第74号
平成12年3月24日規則第25号	平成12年10月17日規則第124号
平成13年1月19日規則第20号	平成13年3月21日規則第31号
平成13年4月1日規則第55号	平成13年7月24日規則第99号
平成13年9月11日規則第103号	平成14年10月25日規則第73号
平成15年8月29日規則第62号	平成15年10月31日規則第67号
平成16年7月30日規則第56号	平成16年12月21日規則第74号
平成17年7月1日規則第56号	平成17年12月27日規則第90号
平成18年3月31日規則第61号	平成19年3月16日規則第16号
平成19年4月6日規則第64号	平成20年2月29日規則第12号
平成20年3月21日規則第40号	平成20年11月7日規則第90号

平成21年 8月28日規則第68号	平成23年 3月 8日規則第 2号
平成23年 4月26日規則第28号	平成24年 3月21日規則第18号
平成25年 2月 1日規則第 6号	平成25年 2月 8日規則第 7号
平成25年12月13日規則第82号	平成26年 9月30日規則第53号
平成27年 3月13日規則第 8号	平成29年 3月 7日規則第 6号
令和 2年 3月24日規則第17号	令和 3年 6月11日規則第52号
令和 3年 9月24日規則第72号	令和 5年 3月17日規則第16号
令和 6年 4月26日規則第51号	

山形県県営住宅管理条例施行規則をここに公布する。

山形県県営住宅条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(県営住宅等の位置及び名称)

第1条の2 条例第2条の2第2項に規定する規則で定める県営住宅の名称及び位置並びに県営住宅に併設する共同施設は、別表第1のとおりとする。

(県営住宅等の整備基準)

第1条の2の2 条例第2条の3第1項に規定する整備基準は、別表第2のとおりとする。

(入居者資格)

第1条の3 条例第5条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障がい者（障害者基本法第2条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）で、その障がいの程度が次に掲げる障がいの種類に応じそれぞれに定める程度であるもの

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（次条第4号ホにおいて「被保護者」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者（同号ホにおいて「支援給付受給者」という。）

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）

第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ハ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター（二において「配偶者暴力相談支援センター」という。）により配偶者からの暴力を理由に保護された旨の証明を受けている者

ニ 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所その他行政機関又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体により配偶者からの暴力を理由として保護したことの確認を受けている者

2 条例第5条第2号イに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

イ 障がい者で、その障がいの程度が次に掲げる障がいの種類に応じ、それぞれに定める程度であるもの

(イ) 身体障害 前項第2号イに規定する程度

(ロ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ハ) 知的障害 (ロ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ロ 前項第3号に該当する者

ハ 前項第4号に該当する者

ニ 前項第6号に該当する者

ホ 前項第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

(入居申込書)

第2条 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 過去1年間における所得額を証する書類

(2) 同居しようとする親族がある場合は、その親族の住民票の謄本

(3) 婚姻の予約者がある場合は、婚姻の予約を証する書類

(4) 老人、障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として前条第1項に定める者である場合は、次に掲げる書類

イ 前条第1項第1号の規定に該当する者にあつては、住民票の写し

ロ 前条第1項第2号イの規定に該当する者にあつては身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳の関係部分の写し、同号ロの規定に該当する者にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律

第123号) 第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の関係部分の写し

ハ 前条第1項第3号の規定に該当する者にあつては、戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳の関係部分の写し

ニ 前条第1項第4号の規定に該当する者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により交付を受けた被爆者健康手帳の関係部分の写し

ホ 前条第1項第5号の規定に該当する者にあつては、被保護者又は支給給付受給者であることを証する書類又はこれらの写し

ヘ 前条第1項第6号の規定に該当する者にあつては、その旨の市町村長の証明書

(5) その他知事が必要と認める書類

(入居許可書)

第3条 知事は、条例第6条の規定による入居の許可をしたときは、県営住宅入居許可書（別記様式第2号）を交付する。

第4条 削除

(入居補欠通知書)

第5条 知事は、条例第8条第1項の規定に基づいて入居補欠者を定めたときは、県営住宅入居補欠通知書（別記様式第3号）によつて通知する。

(入居の手続)

第6条 条例第9条第1項に規定する手続は、条例第10条に規定する連帯保証人2人の連署する県営住宅使用請書（別記様式第4号）を提出することとする。

2 前項の請書には、連帯保証人の住民票の謄本、印鑑証明書及び第2条第1号に規定する書類を添付しなければならない。

(入居可能日通知書)

第7条 条例第9条第2項の規定による入居可能日の通知は、県営住宅入居可能日通知書（別記様式第6号）を交付して行なう。

(入居許可取消通知書)

第7条の2 知事は、条例第9条第4項の規定に基づいて入居の許可を取り消したときは、県営住宅入居許可取消通知書（別記様式第6号の2）によつて通知する。

(入居辞退届書)

第8条 入居決定者が入居を辞退しようとするときは、県営住宅入居辞退届書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第9条 入居者は、連帯保証人が条例第10条第2項に該当しなくなつたこと、連帯保証人が死亡したこと等により、連帯保証人を変更しようとするときは、県営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書（別記様式第8号）に第6条第2項に定める添付書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(家賃等の減免又は徴収猶予の手続)

第10条 入居者は、家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする場合は、減免のときは県営住宅家賃、敷金減免申請書（別記様式第9号）、徴収猶予のときは県営住宅家賃、敷金徴収猶予申請書（別記様式第10号）に、その理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(収入の認定の手続)

第11条 条例第15条第1項の規定による申告は、収入申告書（別記様式第11号）に第2条第1号に規定する書類を添えて提出して行うものとする。

2 条例第15条第2項から第4項までの規定による通知は、収入等認定通知書（別記様式第12号）によつて行う。

3 条例第15条第5項の規定により意見を述べようとする者は、前項に定める収入等認定通知書を受けた日から20日以内に収入等の認定に対する意見書（別記様式第13号）を知事に提出しなければならない。

4 条例第15条第6項の規定による通知は、収入等認定更正通知書（別記様式第14号）によつて行う。

（住宅修繕依頼書）

第12条 入居者は、県営住宅の修繕（条例第18条第1号に定める修繕を除く。）の必要が生じたときは、県営住宅修繕依頼書（別記様式第16号）を知事に提出しなければならない。

（用途変更、模様替又は増築申請書）

第13条 入居者は、条例第21条ただし書の規定による知事の承認を受けようとする場合は、用途を変更しようとするときは、県営住宅用途変更申請書（別記様式第17号）、模様替えし、又は増築しようとするときは、県営住宅模様替、増築申請書（別記様式第18号）を知事に提出しなければならない。

（同居の承認）

第13条の2 入居者は、県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者（以下「同居予定者」という。）を同居させようとするときは、県営住宅同居承認申請書（別記様式第18号の2）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1） 同居予定者に係る第2条第1号又は第4号に規定する書類
- （2） 同居予定者に係る住民票謄本
- （3） その他知事が必要と認める書類

（継続使用の承認手続）

第14条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続いて当該住宅に居住しようとするときは、その理由となるべき事実発生後1月以内に、県営住宅継続使用承認申請書（別記様式第19号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1） 入居者の死亡又は退去の事実を証する書類
- （2） 申請人及びその同居者に係る第2条第1号に規定する書類

2 前項の承認を受けた者は、第6条第1項に規定する手続をしなければならない。

（同居者異動届）

第14条の2 入居者は、同居者に異動があつた場合は、速やかに同居者異動届（別記様式第19号の2）に当該同居者の異動の状況を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（住宅不使用届書）

第15条 条例第22条に規定する届出は、県営住宅不使用届書（別記様式第20号）によつて行なわなければならない。

（住宅明渡し届書）

第16条 条例第23条に規定する届出は、県営住宅明渡し届書（別記様式第21号）によつて行なわなければならない。

（駐車場の使用許可申請手続）

第16条の2 条例第25条の2第1項の規定により、駐車場を使用しようとするものは、県営住宅駐車場使用許可申請書（別記様式第21号の2）を知事に提出しなければならない。

第16条の3 削除

（社会福祉法人等の県営住宅の使用許可申請手続）

第16条の4 条例第26条第2項の規定により県営住宅を使用しようとする社会福祉法人等は、県営住宅使用許可申請書（別記様式第21号の3）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1） 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- （2） その他知事が必要と認める書類

（管理の特例）

第16条の5 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により市町村又は山形県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる

字句とする。

第2条、第3条、第5条、第7条の2から第9条まで、第12条、第13条の2、第14条第1項、第14条の2及び第16条の2	知事	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長
第2条、第3条、第5条、第6条第1項、第7条、第7条の2、第9条、第16条及び第16条の2	条例	条例第26条の4の規定により読み替えて適用する条例

(住宅立入検査員証)

第17条 条例第25条第3項に規定する証票は、県営住宅立入検査員証（別記様式第22号）によるものとする。

(提出書類の経由)

第18条 条例及びこの規則に基づいて知事に提出する書類は、県営住宅の所在地を所管する総合支庁長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年5月6日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月11日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年7月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月29日規則第19号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月8日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年1月12日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年5月2日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年2月13日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年2月28日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月10日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年10月15日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年9月21日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年1月16日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月5日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年2月25日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年2月28日規則第11号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、別表1 県営住宅の項の改正規定中県営茅原アパート3号に係る部分は、同年5月16日から施行する。

附 則（昭和59年5月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年8月31日規則第62号）

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月26日規則第3号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月13日規則第37号）

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月18日規則第4号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年7月24日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年8月22日規則第57号）

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年7月31日規則第45号）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日規則第25号）

この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成元年2月28日規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年6月6日規則第56号）

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成2年3月23日規則第10号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年7月13日規則第48号）

この規則は、平成2年8月1日から施行する。

附 則（平成2年8月21日規則第56号）

この規則は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成3年6月11日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年10月4日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月13日規則第9号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月12日規則第43号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成4年10月13日規則第59号）

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成5年3月5日規則第6号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月23日規則第8号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月16日規則第33号）

この規則は、平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 5 月 14 日規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 11 日規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 29 日規則第 48 号）

この規則は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 10 月 26 日規則第 61 号）

この規則は、平成 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 11 月 12 日規則第 64 号）

この規則は、平成 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 4 日規則第 6 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 29 日規則第 17 号）

この規則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 5 月 31 日規則第 44 号）

この規則は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 共同施設の項の表の改正規定（

「	米沢中央アパート集会室	米沢市	」
を			

「	米沢中央アパート集会室	米沢市	
	相生アパート集会室	米沢市	」

に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 7 月 29 日規則第 55 号）

この規則は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 8 月 30 日規則第 58 号）

この規則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月 30 日規則第 64 号）

この規則は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 11 月 1 日規則第 80 号）

この規則は、平成 6 年 12 月 15 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 27 日規則第 90 号）

この規則は、平成 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 3 日規則第 7 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 共同施設の項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 23 日規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 8 月 1 日規則第 62 号）

この規則は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 9 月 1 日規則第 67 号）

この規則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 31 日規則第 80 号）

この規則は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 11 月 17 日規則第 84 号）

この規則は、平成 7 年 12 月 15 日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 12 日規則第 87 号）

この規則は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年12月26日規則第92号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月16日規則第 5 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 5 日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月20日規則第56号）

この規則は、平成 8 年11月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 1 月17日規則第 1 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 県営住宅の項の表の改正規定中県営中原アパート 2 号に係る部分は平成 9 年 2 月20日から、県営中田第 1 アパート 3 号に係る部分は同年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月31日規則第38号）

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 号及び第 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例（平成 9 年 3 月県条例第38号。以下「平成 9 年改正条例」という。）による改正前の山形県県営住宅条例（以下「改正前の条例」という。）に基づき設置された県営住宅又は共同施設については、平成10年 3 月31日までの間は、この規則による改正後の山形県県営住宅条例施行規則第 6 条、第10条、第11条及び第13条の 2 から第14条の 2 までの規定並びに別記様式第 1 号、別記様式第 2 号、別記様式第 4 号、別記様式第 9 号から別記様式第14号まで及び別記様式第18号の 2 から別記様式第19号の 2 までの規定は適用せず、この規則による改正前の山形県県営住宅条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第 6 条、第10条、第11条、第14条及び第14条の 2 並びに別記様式第 1 号、別記様式第 2 号、別記様式第 4 号、別記様式第 5 号、別記様式第 9 号から別記様式第15号まで、別記様式第19号及び別記様式第19号の 2 の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の規則第11条の規定の適用については、同条の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条例第 15 条 第 1 項	山形県県営住宅条例の一部を改正する条例（平成 9 年 3 月県条例第38号。以下「平成 9 年改正条例」という。）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる平成 9 年改正条例による改正前の条例第15条第 1 項
条例第 15 条 第 2 項	平成 9 年改正条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる平成 9 年改正条例による改正前の条例第15条第 2 項
条例第 15 条 第 4 項	平成 9 年改正条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる平成 9 年改正条例による改正前の条例第15条第 4 項
条例第 15 条 第 6 項	平成 9 年改正条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる平成 9 年改正条例による改正前の条例第15条第 6 項
条例第 15 条 第 5 項	平成 9 年改正条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる平成 9 年改正条例による改正前の条例第15条第 5 項

附 則（平成 9 年11月 7 日規則第70号）

この規則は、平成 9 年12月 1 日から施行する。

附 則（平成10年 2 月27日規則第 5 号）

この規則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年10月23日規則第84号）

この規則は、平成10年12月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 1 月29日規則第 4 号）

この規則は、平成11年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 2 月26日規則第 7 号）

この規則は、平成11年3月31日から施行する。

附 則（平成11年8月31日規則第69号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成11年10月1日規則第74号）

この規則は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日規則第25号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月17日規則第124号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成13年1月19日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月21日規則第31号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月24日規則第99号）

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成13年9月11日規則第103号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月25日規則第73号）

この規則は、平成14年11月15日から施行する。

附 則（平成15年8月29日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月31日規則第67号）

この規則は、平成15年11月14日から施行する。ただし、別表の改正規定中

「	県営関口アパート1号	南陽市	広場及び緑地、通路、駐車場	」
を				

「	県営関口アパート1号	南陽市	広場及び緑地、通路、駐車場	」
	県営関口アパート2号	南陽市		

に改める部分は平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成16年7月30日規則第56号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年12月21日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

附 則（平成17年7月1日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規則第90号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第61号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第16号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成19年4月6日規則第64号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年 2 月29日規則第12号）

- 1 この規則は、平成20年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年 3 月21日規則第40号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年11月 7 日規則第90号）

この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 号ニの改正規定は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第78号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成21年 8 月28日規則第68号）

この規則は、平成21年11月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月 8 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（

「	県営末広アパート 3 号	鶴岡市	」
を			

「	県営末広アパート 3 号	鶴岡市	」
	県営大西町住宅	鶴岡市	集会所、通路、駐車場

に改める部分に限る。）は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月26日規則第28号）

この規則は、平成23年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月21日規則第18号）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に56歳以上である者に対する改正後の第 1 条の 3 第 1 号の規定の適用については、同号中「60歳以上の者」とあるのは、「平成24年 4 月 1 日前に56歳以上である者」とする。

附 則（平成25年 2 月 1 日規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に57歳以上である者に対する改正後の第 1 条の 3 第 2 項第 2 号の規定の適用については、同号中「60歳以上の」とあるのは、「平成25年 4 月 1 日前に57歳以上である」とする。

附 則（平成25年 2 月 8 日規則第 7 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月13日規則第82号）

この規則は、平成26年 1 月 3 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月30日規則第53号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月13日規則第 8 号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 7 日規則第 6 号）

この規則は、平成29年 3 月31日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月24日規則第17号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月11日規則第52号）

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月24日規則第72号）

この規則は、令和 3 年 9 月24日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 17 日規則第 16 号）
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 26 日規則第 51 号）
（施行日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この項において「旧配偶者暴力防止等法」という。）第 10 条第 1 項（旧配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないものに対する改正前の第 1 条の 3 第 1 項第 8 号ロの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）附則第 4 条による改正前の売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 34 条第 1 項に規定する婦人相談所により配偶者からの暴力を理由に保護された旨の証明を受けている者に対する改正前の第 1 条の 3 第 1 項第 8 号ハの規定の適用については、なお従前の例による。

別表第 1

名称	位置	併設する共同施設
県営鈴川第 2 アパート 1 号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営鈴川第 2 アパート 2 号	山形市	
県営鈴川第 2 アパート 3 号	山形市	
県営鈴川第 2 アパート 4 号	山形市	
県営鈴川第 2 アパート 5 号	山形市	
県営五十鈴アパート 1 号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営五十鈴アパート 2 号	山形市	
県営五十鈴アパート 3 号	山形市	
県営南山形アパート 1 号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営南山形アパート 2 号	山形市	
県営南山形アパート 3 号	山形市	
県営南山形アパート 4 号	山形市	
県営南山形アパート 5 号	山形市	
県営馬見ヶ崎アパート 1 号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営馬見ヶ崎アパート 2 号	山形市	
県営桧町アパート 1 号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営桧町アパート 2 号	山形市	
県営宮町アパート 1 号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営宮町アパート 2 号	山形市	
県営宮町アパート 3 号	山形市	
県営宮町アパート 4 号	山形市	
県営深町アパート 1 号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営深町アパート 2 号	山形市	
県営深町アパート 3 号	山形市	
県営深町アパート 4 号	山形市	
県営きたまちアパート 1 号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営きたまちアパート 2 号	山形市	

県営きたまちアパート 3 号	山形市	
県営あたごアパート	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、駐車場
県営東山住宅	山形市	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営十日町アパート	山形市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営飯塚住宅	山形市	通路、駐車場
県営太田町アパート 1 号	米沢市	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営太田町アパート 2 号	米沢市	
県営太田町アパート 3 号	米沢市	
県営太田町アパート 4 号	米沢市	
県営春日アパート 1 号	米沢市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営春日アパート 2 号	米沢市	
県営春日アパート 3 号	米沢市	
県営中田第 1 アパート 1 号	米沢市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営中田第 1 アパート 2 号	米沢市	
県営中田第 1 アパート 3 号	米沢市	
県営中田第 1 アパート 4 号	米沢市	
県営中田第 1 アパート 5 号	米沢市	
県営中田第 1 アパート 6 号	米沢市	
県営中田第 2 アパート 1 号	米沢市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営中田第 2 アパート 2 号	米沢市	
県営玉の木アパート	米沢市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営成島アパート 1 号	米沢市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営成島アパート 2 号	米沢市	
県営米沢中央アパート 1 号	米沢市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営米沢中央アパート 2 号	米沢市	
県営相生アパート 1 号	米沢市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営相生アパート 2 号	米沢市	
県営相生アパート 3 号	米沢市	
県営城北アパート 1 号	米沢市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営城北アパート 2 号	米沢市	
県営美原アパート 1 号	鶴岡市	通路、駐車場
県営美原アパート 2 号	鶴岡市	
県営美原アパート 3 号	鶴岡市	
県営美原アパート 4 号	鶴岡市	
県営東部アパート 1 号	鶴岡市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営東部アパート 2 号	鶴岡市	
県営東部アパート 3 号	鶴岡市	
県営茅原アパート 1 号	鶴岡市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営茅原住宅	鶴岡市	
県営茅原アパート 2 号	鶴岡市	
県営茅原アパート 3 号	鶴岡市	
県営城南アパート 1 号	鶴岡市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営城南アパート 2 号	鶴岡市	
県営末広アパート 1 号	鶴岡市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営末広アパート 2 号	鶴岡市	
県営末広アパート 3 号	鶴岡市	
県営大西町住宅	鶴岡市	集会所、通路、駐車場

県営川南アパート1号	酒田市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営川南アパート2号	酒田市	
県営川南住宅3号	酒田市	
県営川南住宅4号	酒田市	
県営川南アパート5号	酒田市	
県営こがねアパート1号	酒田市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営こがね住宅	酒田市	
県営こがねアパート2号	酒田市	
県営こがねアパート3号	酒田市	
県営東泉アパート1号	酒田市	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営東泉アパート2号	酒田市	
県営東泉アパート3号	酒田市	
県営鳥海アパート1号	酒田市	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営鳥海アパート2号	酒田市	
県営鳥海アパート3号	酒田市	
県営新橋アパート	酒田市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営北新町アパート	酒田市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営三吉町アパート1号	新庄市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営三吉町アパート2号	新庄市	
県営三吉町アパート3号	新庄市	
県営若葉東アパート1号	新庄市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営若葉東アパート2号	新庄市	
県営若葉東アパート3号	新庄市	
県営南寒河江アパート1号	寒河江市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営南寒河江アパート2号	寒河江市	
県営塩水アパート1号	寒河江市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営塩水アパート2号	寒河江市	
県営塩水アパート3号	寒河江市	
県営塩水アパート4号	寒河江市	
県営塩水アパート5号	寒河江市	
県営塩水アパート6号	寒河江市	
県営土屋倉アパート1号	上山市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営土屋倉アパート2号	上山市	
県営土屋倉アパート3号	上山市	
県営金生アパート	上山市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営鷺ヶ袋アパート1号	上山市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営鷺ヶ袋アパート2号	上山市	
県営長清水アパート1号	上山市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営長清水アパート2号	上山市	
県営長清水アパート3号	上山市	
県営長清水アパート4号	上山市	
県営長清水アパート5号	上山市	
県営長清水アパート6号	上山市	
県営長清水アパート7号	上山市	
県営長清水アパート8号	上山市	
県営長清水アパート9号	上山市	
県営楯岡アパート	村山市	広場及び緑地、通路、駐車場

県営楯岡中町アパート	村山市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営小出アパート1号	長井市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営小出アパート2号	長井市	
県営成田アパート	長井市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営屋城町アパート	長井市	通路、駐車場
県営日光アパート1号	天童市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営日光アパート2号	天童市	
県営日光アパート3号	天童市	
県営日光アパート4号	天童市	
県営日光アパート5号	天童市	
県営長岡アパート1号	天童市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営長岡アパート2号	天童市	
県営長岡アパート3号	天童市	
県営長岡アパート4号	天童市	
県営交り江アパート1号	天童市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営交り江アパート2号	天童市	
県営天童駅西アパート1号	天童市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営天童駅西アパート2号	天童市	
県営天童駅西アパート3号	天童市	
県営天童駅南アパート1号	天童市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営天童駅南アパート2号	天童市	
県営天童南部アパート1号	天童市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営天童南部アパート2号	天童市	
県営天童南部アパート3号	天童市	
県営天童南部アパート4号	天童市	
県営天童南部アパート5号	天童市	
県営東根中央アパート1号	東根市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営東根中央アパート2号	東根市	
県営東根中央アパート3号	東根市	
県営尾花沢アパート	尾花沢市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営関口アパート1号	南陽市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営関口アパート2号	南陽市	
県営関口アパート3号	南陽市	
県営桜木アパート1号	南陽市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営桜木アパート2号	南陽市	
県営芦沢アパート	山辺町	通路
県営近江アパート1号	山辺町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営近江アパート2号	山辺町	
県営近江アパート3号	山辺町	
県営中原アパート1号	中山町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営中原アパート2号	中山町	
県営長崎アパート	中山町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営谷地アパート1号	河北町	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営谷地アパート2号	河北町	
県営左沢アパート	大江町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営大石田アパート	大石田町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営あけぼののアパート	大石田町	広場及び緑地、通路、駐車場

県営糠野目アパート	高島町	広場及び緑地、通路、駐車場
県営糠野目第2アパート	高島町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営大町アパート	高島町	広場及び緑地、通路、駐車場
県営館之北アパート	川西町	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営小国アパート1号	小国町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営小国アパート2号	小国町	
県営白鷹アパート	白鷹町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営宝前町住宅	白鷹町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営あらとアパート1号	白鷹町	広場及び緑地、通路、駐車場
県営あらとアパート2号	白鷹町	
県営飯豊アパート	飯豊町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営狩川アパート	庄内町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営余目アパート	庄内町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営遊佐アパート	遊佐町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場

別表第2

1 敷地の基準

- (1) 県営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものであること。
- (2) 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。
- (3) 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていること。

2 県営住宅の基準

- (1) 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置であること。
- (2) 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていること。
- (3) 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を図るための適切な措置が講じられていること。
- (4) 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を図るための適切な措置が講じられていること。
- (5) 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を図るための適切な措置が講じられていること。
- (6) 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていること。
- (7) 県営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上であること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。
- (8) 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- (9) 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていること。

- (10) 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていること。
- (11) 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を図るための適切な措置が講じられていること。
- (12) 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていること。
- (13) 前号の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものであること。

3 共同施設の基準

- (1) 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものであること。
- (2) 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものであること。
- (3) 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものであること。
- (4) 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものであること。
- (5) 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていること。

別記様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号 削除

様式第6号

様式第6号の2

様式第7号

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号

様式第12号

様式第13号

様式第14号

様式第15号 削除

様式第16号

様式第17号

様式第18号

様式第18号の2

様式第19号

様式第19号の2

様式第20号

様式第21号

様式第21号の2

様式第21号の3

様式第22号